

計画の策定経緯

令和元年 12 月	「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」施行
令和 2 年 10 月	国の「循環器病対策推進基本計画」策定
令和 4 年 3 月	「大分県循環器病対策推進計画」策定
令和 5 年 3 月	国の「第 2 期循環器病対策推進基本計画」策定
令和 5 年 8 月 17 日	令和 5 年度第 1 回大分県循環器病対策推進協議会 開催 ・「第 2 期大分県循環器病対策推進計画（骨子案）」について
令和 5 年 10 月 5 日	令和 5 年度第 2 回大分県循環器病対策推進協議会 開催 ・「第 2 期大分県循環器病対策推進計画（素案）」について
令和 6 年 1 月 5 日から 令和 6 年 2 月 5 日まで	県民意見募集（パブリックコメント）実施
令和 6 年 3 月 13 日	令和 5 年度第 3 回大分県循環器病対策推進協議会 開催 ・「第 2 期大分県循環器病対策推進計画（最終案）」について
令和 6 年 3 月	「第 2 期大分県循環器病対策推進計画」策定

大分県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日法律第105号)第11条に規定する大分県の循環器病対策の推進に関する計画「大分県循環器対策推進計画」(以下、計画という。)の推進等に当たり、必要な事項を検討するため、大分県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗に関する事項
- (3) 計画の進捗、評価に関する事項
- (4) その他循環器病対策推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの家族または遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療または福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他循環器病対策推進に関し、県が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

1 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部医療政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

大分県循環器病対策推進協議会

任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日

委員数：19名

団 体 名	所 属	職 名	氏 名
大分大学医学部	脳神経外科学講座	教授	藤木 稔
大分大学医学部	循環器内科・臨床検査診断学講座	教授	高橋 尚彦
日本脳卒中協会大分県支部	永富脳神経外科病院	病院長	湧川 佳幸
県心臓血管外科医会	大分大学医学部 心臓血管外科	教授	宮本 伸二
県リハビリテーション支援センター	独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院	院長	針 秀太
県医師会	大分県医師会	常任理事	吉賀 攝
県保健所長会	豊肥保健所	所長	糸長 伸能
県歯科医師会	大分県歯科医師会	常務理事	伊東 毅
県看護協会	大分県看護協会	常務理事	上野 千賀子
県薬剤師会	大分県薬剤師会	副会長	菅田 哲治
県栄養士会	大分県栄養士会	会長	緒方 雅子
県リハビリテーション専門職団体協議会	大分県作業療法協会	副会長	篠原 美穂
県医療ソーシャルワーカー協会	大分県医療ソーシャルワーカー協会	理事	右田 亨
消防本部（局）	大分市消防局	救急救命 課長	定野 浩之
市町村保健師代表	大分県市町村保健活動研究協議会	副会長	神田 恭子
保険者代表	全国健康保険協会大分支部	支部長	甲斐 一義
患者（家族）等	高次脳機能障害友の会「おおいた」	会長	西田 さよ子
患者（家族）等	心血管疾患に関する患者（家族）等	—	橋内 智子
県訪問看護ステーション協議会	大分県訪問看護ステーション協議会	副会長	安部 美保